

仕 様 書

- 1 件 名 平成 28 年度伝統工芸品普及促進プロジェクト海外展示会出展
「ambiente2017」に係る海外出張に伴う航空券等の手配業務の委託について
- 2 委託内容 航空券等の手配
- 3 委託期間 契約締結日の翌日から平成 29 年 2 月 28 日まで
- 4 出張経路及び人数 東京⇒フランクフルト（ドイツ）⇒東京 4 名
- 5 出張行程 別紙 1 スケジュールのとおり
- 6 展示会場 Messe Frankfurt
Ludwig-Erhard-Anlage 1
60327 Frankfurt am Main

7 見積算出方法

別紙 1 スケジュールに基づき、下記内訳ごとの見積及び総合計金額を提示すること。

1	航空券 *1	4 名分（東京⇒フランクフルト（ドイツ）⇒東京）
2	宿泊先 *2	フランクフルト（ドイツ）： ア．2 名分×11 泊分（2/6-2/16）、イ．2 名分×7 泊分（2/8-2/14）
3	送迎車 *3 ※送迎が円滑に行われるように日本語対応可能な現地ガイドをつけること。（展示会場から宿泊先までの送迎、空港から宿泊先までの送迎は現地ガイド必須。）	2/9～2/14 宿泊先とフランクフルト展示会場の往復送迎 ア． ① 2/6 到着便に合わせフランクフルト空港に出迎え、宿泊先へ送る ② 2/17 出発便に合わせ、宿泊先からフランクフルト空港へ送る イ． ① 2/8 到着便に合わせフランクフルト空港に出迎え、宿泊先へ送る ② 2/15 出発便に合わせ、宿泊先からフランクフルト空港へ送る
4	携帯電話	1 台 13 日間（2/6-2/18） 出張者の出発から帰国までの間、国際通話が可能で操作の容易な携帯電話を 1 台手配すること。日本出発時から使用可能のものとし、使用範囲は東京及び出張都市内とその近郊とする。電話帳登録機能が備わっている機種を手配し、公社が事前に通知する関係者の番号 15 件程度を予め登録しておくこと。携帯電話番号は、公社出発日 5 営業日前までに公社に連絡し、携帯電話本体は公社出発日 2 営業日前までに納品すること。なお、通話料については、帰国後別途精算とする。

5	WiFi 機器	4 台 1 日あたりの利用可能なデータ通信量が 500MB 以上のものを手配すること。 ア. 2 台 13 日間 (2/6-2/18) イ. 2 台 9 日間 (2/8-2/16)
6	海外出張保険	出張者の滞在日数に応じた海外出張保険を手配すること。(補償内容については、「AIU 海外出張保険 92R プラン」同等内容以上とすること。) ア. 2 名分 13 日間 (2/6-2/18) 出張都市 フランクフルト (ドイツ) イ. 2 名分 9 日間 (2/8-2/16) 出張都市 フランクフルト (ドイツ)

- *1 航空券・施設使用料・空港税・燃油サーチャージ・航空保険料等を提示すること。
換算レートは出国時を想定し算出する。事前に公社の意向を十分に確認し、承諾を得た後に行うこと。また、公社職員出発日 2 営業日前までに渡航にあたっての注意事項を説明すること。
- *2 フランクフルトのホテルは展示会場の最寄駅から車移動でおおむね 30 分以内とし、地の利及び治安のよい安全な環境を考慮すること。事前に公社の意向を十分に確認し、承諾を得た後に行うこと。
- *3 送迎のためのマイクロバス（最低 10 名乗り）を手配し、ドライバーへのチップも考慮に入れて見積もること。場合によっては、数か所のホテルを回遊して送迎を行うこと。また、事情変更により、日程を変更する場合がある。

8 支払方法 期間終了後、契約相手方の適法な請求により 30 日以内に指定口座へ振り込む。

9 その他

- (1) 別紙 1 スケジュールに従って手配を行うこと。
- (2) 航空券については、日系航空会社の航空券を手配すること。東京（羽田）から 2/6、2/8 に出発する便は午前発便を、2/15、2/17 にフランクフルトを出発する便については夜発便とすること。
- (3) 往復の航空券の座席クラスはエコノミーとすること。
- (4) 宿泊場所の要件は下記の通りとする。
 - ① フランクフルトのホテルは「mercure hotel frankfurt city m frankfurt」同等クラス以上の地の利及び治安のよい安全な環境を考慮すること。
 - ② フランクフルトのホテルについては通常シーズンにおいて日本円上限 16,100 円以内であること。
 - ③ 滞在地でのビジネス活動における市内移動等の利便性が考慮されていること。
 - ④ 1 名 1 部屋朝食付き、Wi-Fi 環境があること。
- (5) その他、本仕様書の定めに無い事項については、下記担当者と協議の上、その指示に従うこと。

10 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

A 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

B 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。
なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

11 契約事項の遵守・守秘義務

- （1）本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- （2）本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

12 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙3に定めるところによる。

- 13 担 当 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援部城東支社
 伝統工芸品普及促進事業プロジェクト 山田、山本
 TEL 03(5680)4631